

第2部 競技会一般規則

第140条 陸上競技場

陸上競技場のトラックや助走路の表面は、ランニングシューズのスパイクを受け止められるように堅固で均一とする。本連盟が主催、共催する競技会は、本連盟の公認に関する諸規定に合致した競技場で行う。

IAAFの施設マニュアルの規定を満たす堅固で均一な舗装材はトラック、フィールド種目において使用することができる。

- [注意] i 道路競歩、道路競技、クロスカントリー、マウンテン、トレイルコースについては第230条11、第240条2、第240条3、第250条1、第250条2、第250条3、第250条4、第251条1、第252条1を参照すること。
- ii 室内陸上競技施設については第211条を参照すること。

[国際] 第1条1(a)に該当する屋外競技会は、IAAFクラス1の認定証を保持している施設のみで行われる。また、そのような施設が使えるのならば第1条1(b)～(j)に該当する屋外競技会も、この施設で行うことが望ましい。

いずれの場合も、第1条1(b)～(j)に該当する屋外競技会で使用しようとする競技施設は、IAAFクラス2の認定証が必要である。

- [国際－注意] i IAAF陸上競技施設マニュアルには、トラックの計測やマーキングに関する詳細な図を含め、トラックとフィールド施設の規格と建造に関する詳細かつ明確な仕様があり、IAAFのウェブサイトからも入手できる。
- ii 認証システムの手続きと同様に使用に際して認可申請および検査報告が求められる現行の標準書式は、IAAF事務局から、そしてIAAFのウェブサイトからも入手できる。

第141条 年齢と性別

年齢区分

1. この規則の下で行われる競技会は以下に示す年齢区分に分けてもよい。

アンダー18 (U18) 男子・女子：競技会が行われる年の12月31日現在で16歳あるいは17歳の競技者

アンダー20 (U20) 男子・女子：競技会が行われる年の12月31日現在で18歳あるいは19歳の競技者

〔国内〕 国内のユース、ジュニア競技会では年齢区分の下限は設けない。

マスター男子・女子：35歳以上の男子・女子。

〔注意〕 i マスター競技会に関する事項は、IAAFおよびWMAのカウンシルが承認したIAAF/WMA競技規則を準用する。

ii 最低年齢を含むIAAF競技会への参加資格は、各競技会規定に従わなければならない。

2. もし競技者が当該年齢区分に分類されるのであれば、本規則により当該年齢区分対象の競技会に出場する資格を持つ。競技者は有効なパスポートやその他競技会の規則によって承認された証拠書式を提示することで年齢の証明をしなければならない。そのような証拠を提出できなかつたり、拒否したりした競技者は競技に参加することは許されない。

性別

3. 男女混合競技が競技場外で行われた場合、あるいは第147条に定めるものを例外として競技場内で行われた場合、男女別の競技成績を発表またはその他の方法で示すべきである。
4. 法律上、男性として認められ、かつIAAF規則および規定の資格を有している者は、男性の競技に出場する資格がある。
5. 法律上、女性として認められ、かつIAAF規則及び規定の資格を有している者は、女性の競技に出場する資格がある。
6. 以下の事例に関する、女性競技への出場資格を定める規定はカウンシルが承認する。
 - (a) 男性から女性に性転換を行った（法律上認められた）女性
 - (b) アンドロゲンが一定値以上の女性カウンシルが承認した現行の規定に合致しない、あるいは拒否

した競技者は競技に参加する資格を有しない。

〔注意〕 第141条の規定に違反した場合の制裁措置については、第22条2を参照すること。

第142条 申し込み

1. 本連盟の規則によって行われる競技会では、有資格競技者（第2章参加資格）に限定される。

〔参照 本連盟の規約のもとで競技する競技者の資格に関する規程、IAAF 競技会規則第2章〕

2. 外国人が日本の競技会に出場する場合は、競技者の自国・地域の陸連の参加資格を持ち、同陸連の参加承認がなければ出場することは許されない。国際競技会における競技者の参加資格は、技術代表に対し相反するものでない場合は受け入れられる。

〔参照 第146条1〕

同時申し込み

3. 競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは2種目以上のフィールド競技に参加する時には、審判長は1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳で各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の特定の試技に不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。

〔注意〕 4ラウンド以上の試技が行われる競技会では、最終ラウンドで異なる順序で試技を行うことを認めてはならないが、それ以前のラウンドでは認めることができる。

〔国内〕 走高跳および棒高跳においては、事前に申告し無効試技扱いとすることができる。

参加の拒否

4. 〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当するすべての国際競技会において、つぎの競技者は、後述する例外にあてはまる場合を除き、リレーも含む当該競技会で実施される全種目（当該競技者が同時にエントリーし参加している他の種目も含む）に以後参加することが認められない。

(a) その種目に出場するという最終確認がなされていた

にもかかわらず、出場しなかった競技者。

〔国際一注意〕 出場者を最終確認するために限定した時間が、あらかじめ発表されなければならない。

(b) その種目における以後の出場者を定める予選や準決勝等において資格を得たにもかかわらず、その後の競技をしなかった競技者。

(c) 誠実に全力を尽くして競技しなかった競技者。その判断は審判長が行い、公式記録で本件への言及がなされなければならない。

〔国際一注意〕 第142条4項(c)で想定される状況は、混成競技の個々の種目には適用されない。

第113条に基づいて任命された医事代表によって、あるいは、医事代表が任命されていない場合は組織委員会の医務員によって診察され、診断書が提示された場合、その診断書は、出場の最終確認後または予選ラウンドで競技した後に競技できなくなった競技者が翌日以降行われる種目（混成競技の各種目は除く）で競技できると認める十分な理由とすることができる。

ただし、IAAF、組織委員会が任命した医師の診断書が用意されれば、最終確認後、もしくは競技が開始されている種目（混成競技の個々の種目を除く）でも競技をしなくてもよく、翌日から他の種目に出場できる。

最終確認後、他の正当な理由（例えば競技者自身の行動と無関係の諸条件、具体的には公的交通手段のトラブルなど）は、技術代表によって同様に是認されることがある。

第143条 服装、競技用靴、ナンバーカード（ピブス）

服装

1. 競技者は清潔で、不快に思われないようにデザインされ仕立てられた服装を着用しなければならない。その布地は濡れてもすきとおらないものでなければならない。また、審判員の判定を

妨げるような服装を着用してはならない。

〔国内〕 全国的な競技会でのリレー競走においては、チームの出場者は同一のユニフォームを着用する。

〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)(g)に該当する競技会と第1条1(d)(h)において加盟団体を代表する場合は、競技者はその国・地域の陸連によって定められたユニフォームを着て参加しなければならない。

この規定は、表彰式および競技場内ビクトリーランの際にも適用する。

競技者のベスト（上着）は前後同色が望ましい。

〔国際－注意〕 当該主催団体は、競技者の上着の前後が同色であることの義務づけを競技会規定に明記してもよい。

競技用靴

2. 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時靴を履く目的は、足の保護安定とグランドをしっかりと踏みつけるためである。しかしながら、そのような靴は、使用者に不正な利益を与えるようないかなる技術的結合も含めて、競技者に不正な付加的助力を与えるものであってはならない。足の甲の上の部分に絞める構造の靴は使ってもよい。

〔国際〕 全てのタイプの競技用靴は、IAAFによって承認されたものでなければならない。

スパイクの数

3. 競技用靴の靴底および踵は、11本以内のスパイクを取りつけられる構造とする。11本以内であればスパイクは何本でもよい。

〔国内〕 靴底と踵には、スパイクの位置を変えることができるような装置は11カ所を超えてはならない。

スパイクの寸法

4. 競技用靴の靴底または踵から突出した部分のスパイクの長さは9mmを超えてはならない。また走高跳およびやり投の場合は、12mmを超えてはならない。スパイクは先端近くで、少なくとも長さの半分は4mm四方の定規に適合するように作られていなければならない。トラックメーカーもしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合は、これを適用する。

〔注意〕トラックの表面は、本条で認められるスパイクの使用が可能なものではない。

靴底と踵

5. 靴底または踵には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。

走高跳と走幅跳における靴底の厚さは13mm以内、走高跳の踵は19mm以内でなければならない。その他の種目における靴底と踵はどのような厚さでもさしつかえない。

〔注意〕靴底と踵の厚さは、靴の内部にある靴底の最上部と靴の外部にある靴底の最下部で計測され、これには前述の構造、または取り外し可能な中敷も含まれる。

競技用靴への仕掛け

6. 競技者は、靴の内側、外側を問わず、靴底の規定の厚さを増すような効果があったり、前項で述べたタイプの靴からは得られない利益を与えたりするような仕掛けをしてはならない。

ナンバーカード(ビブス)

7. 競技者は、競技中、胸と背にはっきり見えるように2枚のナンバーカード(ビブス)をつけなければならない。跳躍競技の競技者は、背または胸につけるだけでもよい。ナンバーカード(ビブス)は、通常はプログラムに記載のものと同じナンバーでなければならない。競技の時トレーニングシャツを着る時は、同じ方法でその上につけなければならない。

ナンバーカード(ビブス)の一部または全部に、数字の代わりに競技者の名前またはその他の適切な識別記号を記載することが認められる。番号を記載する場合は、スタートリストもしくはプログラム上で各競技者に割り振られた番号を記載する。

〔国際〕競技者は、競技中、胸と背にはっきり見えるように2枚のナンバーカード(ビブス)をつけなければならない。走高跳・棒高跳の競技者は、背または胸につけるだけでもよい。ナンバーカード(ビブス)は、通常はプログラムに記載のものと同じナンバーでなければならない。競技の時トレーニングシャツを着る時は、同じ方法でその上につけなければならない

- い。
8. ナンバーカード（ビブス）は配布された形で着用しなければならず、切ったり折り畳んだりあるいはいかなる方法でも見えなくしてはならない。長距離種目においては、風通しをよくするためにナンバーカード（ビブス）に穴をあけてもよいが、文字や数字の部分に穴があってはならない。
 9. 写真判定装置を使用する競技会において、主催者は競技者のショーツまたは下半身の横に粘着性の腰ナンバー標識をつけさせることができる。
〔国内〕 1 ナンバーカード（ビブス）は、各人に4枚を交付することが望ましい。
2 ナンバーカード（ビブス）の大きさは、横24cm以内×縦20cm以内とし、数字の大きさは縦最低6cm～最高10cmとする。腰ナンバー標識は18cm×12cmを標準とする。
3 ナンバーカード（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦6cm以内、横24cm以内とする。
4 ナンバーカード（ビブス）の広告は、男女別に分けることができる。
5 ナンバーカード（ビブス）の下部の大会名は、縦4cm以内とする。
6 ナンバーカード（ビブス）の広告を含め、競技者がナンバーカード（ビブス）を切ったり、曲げたり、文字を隠したりした時は、出場停止にすることができる。
 10. いかなる競技会であろうと、競技者が自分のナンバーカード（ビブス）その他の標識を着用せずに参加することは一切認められない。
 11. 競技者が本条の規定に従わず、(a)審判長が従うよう命じてもその命令を拒否した場合、または(b)そのまま競技に参加した場合、当該競技者は失格とする。

第144条 競技者に対する助力

診察および助力

- 1.(a) 診察、治療、理学治療は、大会組織委員会に任命され、腕章、

ベスト、その他の識別可能な服装を着用した公式の医療スタッフが競技区域内で、または、この目的のために医事代表もしくは技術代表の承認を得たチーム付き医療スタッフが競技区域外の所定の治療エリアで、行うことができる。いずれの場合においても、競技の進行や競技者の試技の順序は遅らせないものとする。上記以外の他者によるこのような介助や手助けは、競技者がひとたび招集所を出た後は、競技開始前であろうと競技中であろうと、助力である。

- (b) 医事代表または公式医療スタッフのメンバーで腕章、ベスト、その他の識別可能な服装を着用した医師によって競技の中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。

〔注意〕 競技区域は、通常、柵などで物理的に仕切られているが、本条の解釈上、競技が行われ、競技者と関連規則・規定で認められた者のみが立ち入ることのできる区域と定義される。

2. 競技中、競技場内で、助力を与えたり受けたりしている競技者は、審判長によって警告され、さらに助力を繰り返すとその競技者は失格になるということを警告される。競技者がその種目から失格させられる場合、そのラウンドの記録は無効とするが、前の予選ラウンドの記録は有効とする。

〔注意〕 第144条3(a)に該当する場合は、警告なしで失格とすることができる。

3. この規則の目的から下記については、助力とみなされ許可しない。

(a) 同一レースに参加していない者によってペースを得ること、周回遅れか、周回遅れになりそうな競技者がペースメーカーとして競技すること、あるいは（規則第144条4(d)で許されたものを除いて）あらゆる種類の技術的な装置によってペースを得ること。

(b) ビデオ装置、レコーダー、ラジオ、CD、トランシーバーや携帯電話もしくは類似の機器を競技区域内で所持または使用すること。

(c) 第143条で認められた靴を除き、本規則で規定された用具では達成できない有利さを使用者に提供する装置の使用。

- (d) 何らかの機械的補助を利用すること。ただし、そうした補助を使用していない他の競技者よりも有利にならないことを、その競技者が必然性のある理由で説明できる場合を除く。
- (e) 当該競技に関係するしないにかかわらず、競技役員が助言またはその他の支援を提供すること（競技指導を行う、長さの跳種目で失敗を示す場合を除き踏切地点を示す、レースで時間や距離差を教えるなど）。
4. この規則の目的から下記については助力とはみなされず許可する。
- (a) 競技区域外での競技者とコーチとのコミュニケーション。コミュニケーションを容易にするとともに、競技の進行の邪魔にならないよう、フィールド競技では、観客席の競技に近接した一角にコーチ席を設けることが望ましい。
- (b) 競技者が競技を行うため、または、すでに競技区域にいる競技者が競技を継続するために必要な、第144条1に定める診察、治療、理学治療。
- (c) 身体保護及び/あるいは医療目的のあらゆる身体保護具（例えば：包帯・絆創膏・ベルト・支持具等）。審判長は医事代表と協力して、それらが競技者に望ましい物であるかどうか、それぞれ確認をする権限を有する。〔第187条4および第187条5 参照〕
- (d) 競技者本人が携帯もしくは着用して使用する心拍計、速度・距離計、ストライドセンサー、その他の類似の機器。ただし、他者との通信に使用不可能なものに限る。
- 〔注釈〕 第144条ならびに第145条でいうラウンドとは、予選や決勝などのことであり、走高跳、棒高跳でのある高さ、他のフィールド競技における試技回数とは異なる。
- (e) フィールド種目に出場している競技者が、当該競技者に代わり競技区域（第144条1の注意参照）の外にいる者によって録画されたそれ以前の試技の映像を見ること。その録画再生機器や録画映像を競技区域内に持ち込むことは認められない。
- 〔国内〕 (a) 視覚障害者がトラック競技および道路競技に参加する場合の伴走者は助力とはみなさない。視覚障害競技者と

伴走者については国際パラリンピック委員会陸上競技規則に準ずる。

- (b) 聴覚障害者のスタートを補助するライトは、他の競技者よりも有利になる器械とはみなさず、使用を認める。

風の情報

5. 競技者がおおよその風向と風力を知ることができるように、すべての跳躍競技と円盤投・やり投においては、適切な場所に一つ以上の吹き流し状のものを置く。

給水・スポンジ

- 6.(a) 5,000m以上のトラック競技では、主催者は気象状況に応じて、競技者に水とスポンジを用意することができる。
- (b) 10,000mを超えるトラック種目においては、飲食物・水・スポンジ供給所を設けなくてはならない。飲食物は、組織委員会と競技者本人のいずれかが用意してもよく、競技者が容易に手に取りやすいように置かなくてはならない。あるいは、承認された者が競技者に手渡す方式でもよい。競技者が用意した飲食物は、競技者本人または競技者代理人によって提出された時点から、組織委員会が指名する役員の監視下に置かなくてはならない。

第145条 失格

競技者がいずれかの規則違反により失格となった場合には、どの規則が適用されたか公式記録に注釈が記されなくてはならない。

1. 競技者が競技規則（規則第125条5あるいは第162条5の適用を除き）に違反をして失格させられれば、その種目の同じラウンドで達成した記録は無効とする。しかし、前の予選や準決勝までの記録は有効とする。

この違反による失格は、その競技会でのその後の参加を妨げるものではない。

2. もし競技者が、競技者にあるまじき行為、下品な行為によりある種目で失格させられれば、その理由が公式に記録される。もし競技者がある種目で第125条5に定めるスポーツマンにあるまじき行為あるいは不適当な行為、あるいは第162条5により2度

目の警告を受けた場合は失格となる。もし、2度目の警告が違う種目で行われた場合は2度目の種目で失格となる。そして、その種目の同じラウンドで達成した記録は無効とする。しかし、前のラウンドまでの記録、またはそれまでに出場した他の種目や混成競技において当該種目の前までの記録は有効とする。

競技者にあるまじき行為、下品な行為または第162条5に該当する行為による失格は、混成競技における個々の種目、同時参加している他の種目およびリレー種目を含めて、その競技会における以後のすべての種目からの除外が審判長により宣告されることを意味する。もし違反が重大であるとみなされた場合は、総務は第60条4(f)による不適格行為として、本連盟に報告しなければならない。

〔国際〕 IAAF主催の競技会では、報告の任務は競技会ディレクターが行う。

第146条 抗議と上訴

1. 競技会に参加する競技者の資格に関する抗議は、競技会の開始前に総務になさなければならない。総務の決定に対し、ジュリーに上訴できる。競技会が始まるまでに解決しない場合は、その競技者は「抗議中」の状態で競技に参加することが許される。その抗議は、本連盟に付託しなければならない。
 2. 競技の結果または競技実施に関する抗議は、その種目の結果の正式発表後30分以内に行わなければならない。主催者は記録発表の時刻を記録しておかななければならない。
- 〔国内〕 同一日につぎのラウンドが行われる競技では、その結果が正式に発表されてから15分以内に申し出なければ、なんら問題はなかったものとみなされる。
3. 競技の結果または行為に関するいかなる抗議も、競技者自身または代理人あるいはチームを公式に代表する者から審判長に対して口頭でなされなくてはならない。抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限り抗議することができる。公正な判定を下すために、審判長は自身が必要と考える利用可能な証拠（公式ビデオで撮影された映像や写真、ま

たその他のあらゆる入手可能なビデオ映像証拠を含む)を考慮すべきである。審判長は、その抗議に結論を下すことも、 Jury に付託することもできる。もし審判長が結論を下したとしても、 Jury に上訴することができる。

〔国際〕 抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している（または、チーム得点対抗の競技会で競技している）競技者またはチームに限り抗議（あるいは上訴）することができる。

審判長がその場にいらない、あるいは参加できない場合の抗議は、テクニカルインフォメーションセンターを通して行うべきである。

4.〔国際〕トラック種目で、

(a) 不正スタートを告げられたことに対して直ちに口頭で抗議をした場合、トラック審判長は、不正スタートであったとしても確信が持てないとき、その権利を留保するために自分の裁量で、抗議中として競技者が競技することを許可できる。 IAAF 認可のスタート・インフォメーション・システムにより不正スタートの判定が下された場合、当該競技者は競技を継続することはできない。ただし、スタート・インフォメーション・システムが明らかに不正確であると審判長が判断した場合はこの限りでない。

(b) レース後の抗議は、スターターが不正スタートであったにもかかわらずリコール（呼び戻し）できなかった場合、または第162条5の行為があったにもかかわらずスタートの中止ができなかったことを理由に行われる。その抗議はそのレースを走り終えた競技者本人、またはその競技者の代理者からのみ行うことができる。抗議が認められる場合、当該不正スタートまたは本来スタート中止を招くはずだった行為を行い、第162条5、第162条6、第162条7、第200条8(c)の警告または失格の対象となった競技者は、レース後であっても警告または失格処分を受ける。警告または失格処分の可能性のあるなしにかかわらず、審判長は、当該種目の全部または一部の競技を無効とする権限を有し、かかる全部または一部の競技をやり直すことが公正であると審判長が判断した場合は再レースを行う。

〔国際－注意〕 第146条4(b)における抗議および上告の権利は、スタート・インフォメーション・システムが使われていないに拘わらず適用される。

5.〔国際〕 フィールド種目で、もし競技者が無効試技と判定されたことに対し、ただちに口頭の抗議を行った場合、審判長は、該当する事項を保全するためにその試技を計測、記録させることができる。

(a) 距離を競う競技種目において、もし抗議に該当する試技が、8人を超える競技者が競技する前半の3ラウンドで発生した場合で、抗議あるいはそれに続く上訴が支持された場合に限り、その競技者は後半の3ラウンドへ進むことができる。

(b) 高さを競う競技においては、その抗議あるいはそれに続く上訴が支持された場合に限り、次の高さに進むことができる。審判長は、無効試技の判定に少しでも確信が持てないとき、関連するすべての権利を保全するため、抗議中として競技者に競技継続を認めても良い。

6. 抗議対象となった競技の成績や当該競技者が抗議中として競技した結果得られた成績は、審判長がこれを有効と認める判断を下すか、上訴が行われ上訴審判員がその主張を認めた場合に限り、有効となる。

7. 上訴審判員に上訴する場合は次のいずれかの時点から30分以内とする。

(a) 審判長の裁定により当該種目の結果が変更された場合は、その結果が公式に発表されたとき。

(b) 結果が変更されなかった場合は、抗議者に対してその旨の通知が行われたとき。

上訴は競技者、競技者の代理人、またはチームの代表者によって署名された文書で、預託金10,000円（国際競技会では100米ドルまたは相当額）を添えなければならない。この預託金は、抗議が受け入れられなかった場合は没収される。上訴に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限り上訴することができる。

〔国内〕 同一日につきのラウンドが行われる競技では、上訴審判員への上訴は審判長の裁定から15分以内とする。

〔国際—注意〕 当該審判長は抗議に対する裁定を下した後、直ちにTICに対して裁定の時刻を通知しなければならない。審判長が当該チーム・競技者に対して口頭で裁定を知らせることができなかった場合は、TICで訂正された結果もしくは裁定結果を掲示した時刻をもって、公式発表が行われた時刻とする。

8. 上訴審判員は、すべての関係者から聞き取りをしなくてはならない。もし上訴審判員が納得できない場合は、他の証拠についても考慮する。もし、入手可能なあらゆるビデオ記録を含む証拠でも結論が出ない場合は、審判長あるいは競歩審判員主任の裁定が支持される。

9. 上訴審判員は、新たに決定的な証拠が提示された場合、新たな決定に変更可能な状況であれば決定を再考しても良い。

決定の再考は通常その種目の表彰の前までに行われるものとする。ただし、所管する加盟団体が、その後であっても状況が許されると判断する場合はその限りではない。

10. 〔国際〕 規則でカバーできない点に関する決定は上訴審判員の議長からIAAF事務総長へ報告しなければならない。

11. 上訴審判員の決定（上訴審判員をおかない競技会や、上訴が上訴審判員にまで上がらなかった場合においては、審判長の決定）が最終のものであり、スポーツ仲裁裁判所に対するものを含めて、更なる上訴の権利はない。

〔国内〕 1 抗議の文書は別掲の形式に準ずる（記入例：陸上競技審判ハンドブック参照）。

2 上訴審判員をおく競技会における抗議の文書は、総務または抗議の手続きについての任務を有する総務員に提出し、審判長を経て上訴審判員に回付する。

第147条 男女混合の競技

競技場内のみで行う競技では、男女混合の種目は通常では認めない。しかしながら、第1条1(a)～(h)以外の競技会において、フィー

ルド競技および5,000m以上の競走（歩）における場内の混合競技を認めることがある。第1条1(i),(j)の競技会では、混合競技は所管する地域陸連の特別な許可があれば認める。

- 〔注意〕 i フィールド競技において男女混合競技が行われる場合は、記録用紙は個別に作成され、結果は各性別に発表される。レース種目については、結果発表の際に男女の別を表示する。
- ii この規則によりトラック競技で認められる男女混合競技は、男女のいずれかまたは男女ともに男女別に競技を実施するのに十分な人数がそろわず、男女別々での実施が非効率的である場合に限る。
- iii トラックにおける男女混合競技では、いかなる場合でも、他の性別の競技者がペースメイクをしたり、助力をしたりするような行為は許されない。

〔国際〕 第1条1(i),(j)の競技会では、混合競技は所管する地域陸連の特別な許可があれば認める。

第148条 計 測

本連盟が主催、共催する競技会では、トラックおよびフィールド競技の計測は、鋼鉄製の巻尺、高度計、または科学計測装置で計らなければならない。その他の競技会ではファイバークラス製の巻き尺を使用してもよい。計測、計量器具は検定済でなければならない。

〔注意〕 記録の公認については第260条17(a)を参照。

- 〔国内〕 1 特殊機器については、本連盟の承認を得たものでなければならない。
- 2 施設用器具に関する測定単位は、原則としてつぎのように表示する。

例	m止まりの場合	88m
	m以上で端数のある場合	2m135
	m未満の場合	10mm

〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)における競技会のトラックおよびフィールド競技の計測は、鋼鉄製巻尺または高度計または科学計測装置で行われる。それらはIAAFによって認定されたものと

する。

競技会で使用される計測装置の精度は、国の測定機関によって承認された適切な組織によって認定されるので、全ての測定が国または国際的な基準に則したものとなる。第1条1(a)(b)(c)(f)以外の競技会では、ファイバーガラス製巻尺を使用してもよい。

第149条 記録の有効性

1. 競技者の記録は、本連盟規則に基づいて準備された競技会で、かつ本連盟が認めた用器具を競技者が使った時でなければ有効としない。
2. 通常、競技場内で実施される種目の記録が、一般的な陸上競技場以外（例えば街角の広場、他のスポーツ施設、砂浜等）で達成された場合は下記すべての条件を満たしていれば、すべての目的（世界記録を含む記録）において認められる。
 - (a) 規則第1条から第3条に規定されている統括団体（加盟団体）が認可している種目であること。
 - (b) その競技に公認審判員が委嘱され、審判員によって運営されていること。
 - (c) 必要に応じて規則に合致した用器具が用いられていること。
 - (d) 〔国内〕 その競技施設は本連盟の諸規則に合致し、公認競技会が開催しうる十分な精度のある適切な施設であることを本連盟に認定されていること。

〔国際〕 その競技は規則に合致し、かつ規則第135条の下、競技会当日に公式計測員によって計測され発行された証明書を得た競技場所や施設で実施されること。

〔国際一注意〕 競技場所・施設が規則に合致していることを示す報告書の現行の標準書式は、IAAF事務局より入手可能で、IAAFのウェブサイトからダウンロードすることもできる。

第150条 ビデオ記録

〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)の下で実施される競技会および、できるな

らばその他の競技会においても、すべての種目において、技術代表が納得する形で、公式のビデオ撮影を行うものとする。ビデオ記録は競技内容の正確性と規則違反が立証できるものが望ましい。

第151条 得 点

点数制によって順位を決定する競技会における採点方法は、競技開始までに参加チームの合意を得なければならない。ただし、適用される規則で規定がある場合はその限りではない。